

給付イメージ

第3次 店舗等維持支援金

家賃支援
(家賃の1/2の6月分)
最大 30万円

または

その他固定経費支援
一律 10万円

県一時金
一律 20万円

県協力金

時短営業
協力飲食店

2.5万円/日
～
20万円/日

最大21日間分
52万5千円
～
420万円

時短営業
協力飲食店

酒類提供または
接待を伴うもの

○対象業種

H 運輸業のうち
43 道路旅客運送業

I 卸売業のうち
52 食料品卸売業

I 小売業

K 不動産業、物品賃貸業のうち
70 物品賃貸業

M 宿泊業、飲食サービス業

N 生活関連サービス業、娯楽業

O 教育、学習支援業のうち
82 その他の教育、学習支援業

P 医療、福祉のうち
83 医療業

R サービス業(他に分類されないもの)のうち
88 廃棄物処理業
92 その他の事業サービス業

影響小

△30%

時短飲食店と直接・間接の
取引があるもの

外出・移動自粛により
直接的な影響を受けたもの

影響大